

芦屋市立小学校・中学校に遠距離通学するお子様の保護者の皆様へ

## 遠距離通学費助成のお知らせ

芦屋市では、芦屋市立小学校・中学校に遠距離通学する児童・生徒の保護者を対象に、通学に係る経費の一部を助成します。

### ■ 支給の対象となる方

次のすべてに該当する児童生徒の保護者

- 芦屋市立小・中学校在籍者で本市に住所を有しているかた
- 通学距離が概ね小学生は4 km以上、中学生は6 km以上あるかた（※徒歩通学が困難な奥池地区については、中学生で通学距離が6 km未満の場合でも対象となります。）
- 公共交通機関を利用して通学しているかた

以下の児童生徒は対象となりません

- ・ 芦屋市立小・中学校以外の学校（私立小・中学校等）に就学しているかた
- ・ 生活保護法により教育扶助を受けているかた
- ・ 就学援助・特別支援教育就学奨励費制度において、通学費の支給を受けているかた
- ・ 区域外就学をしている者のうち、自宅から本来の指定校までの距離が小学生は4 km未満、中学生は6 km未満であるかた。
- ・ 市立小・中学校を長期欠席し、インターナショナルスクール等に通学しているかた

### ■ 助成額

助成額は、通学費の半額です。

★助成の対象となる通学費とは ⇒ 通学に係る公共交通機関の旅客運賃で学期ごとの最も経済的な額をいいます。

【奥池地区（阪急スクールパス630）の助成額(上限)】

		1学期	2学期	3学期	年間合計
小学生	通学定期券	21,420円	23,000円	16,380円	60,800円
	助成額	10,710円	(※) 11,500円	8,190円	30,400円
中学生	通学定期券	42,840円	45,990円	32,760円	121,590円
	助成額	21,420円	(※) 22,995円	16,380円	60,795円

※2学期始業式が、令和7年8月27日（水）のため、3日分については、出席日数に応じて上記定期券の額に往復運賃の半額を加算して支給します。

○2学期プラス(8/20～12/31)及び学年(4/1～3/31)のスクールパスを購入された場合でも、助成の上限額は上記の額となります。

○阪急バス運賃の改定等により助成額が変更になる場合があります。

○年度途中の転入・転出の方は、各学期の通学に係る経費の月割り額を助成の対象とします。

## ■ 申請に必要な書類

- (1) 芦屋市遠距離通学費助成金交付申請書
- (2) 請求書
- (3) 通学定期券（スクールパス等）の写し

※通学定期券を購入せずにバス通学をしている場合で(3)を提出できない方は、(1)と(2)のみ提出してください。後日、バス通学を行った日数等の申立書を別途提出していただきます。

電子申請での受け付けもしています。利用されている定期券等によっては、別途紙でのご提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。



## ■ 申請受付期間及び提出先

**令和7年6月6日（金）**までに芦屋市教育委員会 管理課まで提出してください。

※年度途中で転入された方等につきましては、随時申請を受け付けますが、認定は申請のあった月以降となります。

## ■ 助成金の支給までの手続きの流れ

**令和7年6月6日（金）まで**

「芦屋市遠距離通学費助成金交付申請書」及び「1学期分請求書」と「1学期分通学定期券（スクールパス等）の写し」を教育委員会管理課に提出

↓

**令和7年7月頃**

認定結果は学校を通じてお渡しします。

↓

**令和7年8月**

認定者の1学期分の助成金を申請口座へ支給（※）

↓

**令和7年10月24日（金）まで**

認定者は、「2学期分請求書」と「2学期分通学定期券（スクールパス等）の写し」を教育委員会へ提出してください。

↓

**令和7年12月**

認定者の2学期分の助成金を申請口座へ支給（※）

↓

**令和8年1月30日（金）まで**

認定者は、「3学期分請求書」と「3学期分通学定期券（スクールパス等）の写し」を教育委員会へ提出してください。

↓

**令和8年3月**

認定者の3学期分の助成金を申請口座へ支給（※）

(※) 通学定期券を購入せずにバスで通学している場合は、バスの利用日数の実績を確認した上での支給となりますので、支給日等は上記スケジュールとは異なります。

(※) 通学定期券を購入しているかたで提出期限までに請求書及び添付書類の提出がない場合は、助成費を支給いたしかねますのでご了承ください。なお、提出できないやむを得ない事情がある場合は、事前にご連絡ください。

(※) 1年分の通学定期券を購入しているかたも、学期ごとの請求書の提出が必要です。

## ■ その他

○年度途中で市外転出や市内で転校する場合、すみやかに教育委員会に連絡してください。

○申請は年度ごとになりますので、継続して希望される方も申請が必要です。

## ■ お問い合わせ・提出先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育委員会 教育部 教育統括室 管理課（市役所北館4階） TEL 0797-38-2085